



2020年3月25日

各位

会社名 株式会社 J E U G I A
代表者名 代表取締役社長兼
社長執行役員営業本部長 西村 昌史
(コード番号 9826 東証第二部)
問合せ先 取締役兼
執行役員経営管理部長 山根 篤
(TEL 075-255-1566)

資金調達に関するお知らせ

当社は、2020年3月25日の取締役会において、下記の通り cross road株式会社（以下「cross road」といいます。）より、当社及び連結子会社の既存借入金の返済を目的とした借入枠の設定「以下「本借入」といいます。」を受けることを決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、別途開示のとおり、本日借入を実行予定であります。

記

1. 本借入の理由

本借入は、2020年1月31日付当社プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）に記載した、当社代表取締役社長兼社長執行役員営業本部長である西村昌史が設立したSPCである cross roadによる当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を含む当社株式を非公開化するための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、当社及び当社の連結子会社による金融機関からの既存の借入金のすべてを cross roadからの借入金及び当社の手元現預金で返済し、借入先を集約するために行うものです。

2. 本借入の内容

借入人	株式会社 J E U G I A (当社)	十字屋 Culture 株式会社 (連結子会社)
借入先	cross road	cross road
借入枠	20億円	1億円
利用可能期間	2026年3月末日まで	2026年3月末日まで
利率	Tibor(6ヵ月)+0.6%	Tibor(6ヵ月)+0.6%
担保・保障の有無	なし	なし
資金用途	既存借入金の返済	既存借入金の返済

3. 支配株主との取引等に関する事項

本借入は、借入実行時点では、当社の親会社であるcross roadとの取引であるため、支配株主との取引等に該当することとなります。

(1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

当社は、コーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」を定めておりませんが、支配株主との取引等を行う際には、必要に応じて弁護士や第三者機関等の助言を得るなど、その取引内容及び条件の公正性を担保するための措置を講ずるとともに、取締役会において慎重に審議の上決定することとし、少数株主の利益を害することのないように適切な対応を行うことを方針としております。本借入の条件等は、下記「(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じており、かかる対応は、上記方針に適合しているものと考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本借入の条件は、返済期日、借入利率、担保・保証の状況等総合的に勘案し、一般に公正なものであり、本借入に関して、当社は、上記「(1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況」に記載の方針及び下記「(3) 少数株主にとって不利益なものでないことに関する支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」に記載の意見等に基づき、当社の意思決定機関である取締役会の経営判断の下、独自に意思決定を行いました。

また、利益相反のおそれを回避するため、当社の取締役のうち、cross roadの株主であり、同社の代表取締役を兼務している西村昌史は、本借入に関する取締役会の審議及び決議には参加しておらず、本借入に関する協議及び交渉にも参加しておりません。

(3) 少数株主にとって不利益なものでないことに関する支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本借入につきましては、2020年3月25日の取締役会において、当社の監査等委員である社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ている中川正茂氏、小林千春氏から、本借入に係る決議を当社の取締役会が行うことは当社の少数株主にとって不利益なものでない旨の意見を得ております。意見の概要は次のとおりです。

【意見の概要】

① 本借入の目的の合理性

当社は、本意見表明プレスリリースに記載しているとおり、2020年1月31日付で、本取引に賛同する旨の取締役会決議を行っている。本公開買付けが完了し、当社株式の非公開化に向けた手続きの一環で金融機関からの借入を集約するため、既存借入金のすべてをcross roadからの借入金で返済する予定である。その一環として行われる本借入の目的は合理的である。

② 本借入の手続きの公正性

当社の取締役のうち、cross roadの株主であり、同社の代表取締役社長を兼務している西村昌史は、利益相反のおそれを回避する観点から、当社の取締役会における本借入に関する検討及び決議には参加していない。

また、当社の取締役会における本借入に関する議案は、当社の取締役6名のうち、西村昌史を

除く5名全員の賛成により承認可決された。

以上のとおり、本借入においては、一般に公正と認められる手続きを通じて当社の株主の利益に対する配慮がなされている。

③ 本借入の条件の公正性

本借入の条件は、返済期日、借入利率、担保・保証の状況等総合的に勘案し、一般に公正なもの認められる。

④ 結論

本借入の実行は当社の少数株主にとって不利益なものでないと認められる。

4. 今後の見通し

本件が当社の業績に与える影響は軽微であります。

以上